

評 価 関 係 資 料

【研究制度評価】

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 . レギュラトリーサイエンス新技術開発事業 | 1 |
| 2 . 地域活性化のための技術開発支援事業 | 5 |

評価関係資料

プロジェクト研究課題名： レギュラトリーサイエンス新技術開発事業

予算要求担当課名： 研究推進課

1. 研究（課題・制度）の目的

（1）解決すべき問題点（ニーズ）及びその現在の状況

農林水産省においては、科学的データに基づいた食品安全行政を始めたばかりであり、農畜水産物の安全を確保するためには、危害要因に関する科学的なデータ整備・解析等を行うとともに、さまざまな危害要因によるリスクを低減する技術を開発し、生産現場で最適な技術体系を構築することにより、農畜水産物のリスクを低減するための科学的・技術的基盤を構築することが不可欠である。

（2）本研究制度が解決しようとしている事項

農畜水産物の生産・流通・加工工程において、行政的に重要度が高いと考えられる危害要因を対象に、危害要因に関する科学的データの整備と共通基盤技術の開発、リスク低減技術の開発、リスク低減技術の体系化を行う。

（3）行政施策との連携

省内において、検討初期から消費・安全局との連携・協力のもと進めているところである。

また、国の法令、上位計画等における位置付けは下記のとおりとなっており、また、本研究成果については、消費・安全局が作成する「食品の安全を確保するための実施規範」などに反映され、生産者・流通業者・製造加工業者等に活用されることとなっている。

「食品安全基本法」(平成 15 年法律第 48 号)により、食品の安全の確保について、国民の健康の保護が最も重要であるという基本認識の下に、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき、食品供給行程の各段階において、必要な措置が講じられなければならないことが基本理念として位置づけられていること

長期戦略指針「イノベーション 25」(平成 19 年 6 月閣議決定)においては、早急に取り組むべき課題として、「食の安全・信頼の向上に資するシステムの導入」があげられていること

「食料・農業・農村基本計画」(平成 17 年 3 月閣議決定)の「科学的原則に基づいた食品安全行政の推進の観点から、リスク管理措置を検討する上で必要となるモニタリングやリスク低減技術の開発等を強化するため、産学官の連携による調査研究を実施する」とされていること

「農林水産研究基本計画」(平成 17 年 3 月農林水産技術会議決定)においても、「リスク評価やリスク管理に資する科学技術データを適正に比較・判断・予測して行政における規制・指導に活用するレギュラトリーサイエンスの確立と、科学技術データに基づいたリスクコミュニケーション手法の確立が課題となっている」と位置づけられていること

（4）研究基本計画における位置づけ（該当する重点目標を記載）

1（3）～

2. 研究（課題・制度）の目標等

（1）研究目標

主要な農畜水産物の生産から流通・加工工程における重要な危害要因について、リスク低減技術を開発し、安全な農畜水産物の供給を実現するためのリスク低減技術の体系化を図る。

（2）研究成果による経済・社会への効果

農畜水産物の生産から流通・加工工程において危害要因に対する的確なリスク低減技術を導入することにより、食品の危害要因によるリスクをトータルとして低減することで社会に貢献する。また、各過程におけるリスク低減技術の効果と投入コストを評価することで、低コストで最大の効果を挙げられる体系を確立することにより、経済的な効果も明確である。

食品安全行政上必要なリスク低減技術については消費・安全局が作成する「食品の安全を確保するための実施規範」などに反映され、生産者・流通業者・製造加工業者等に活用されることとなっており、研究成果の活用方法は明確である。

3. 研究制度の仕組み

（1）研究分野

- ・消費・安全局と農林水産技術会議事務局が、共同でレギュラトリーサイエンス推進計画を策定する。
- ・課題採択後の事業の進行管理、評価及び次年度の計画についても両局が共同で行う。

（2）研究課題の要件（研究費、対象者、実施機関、補助率）

- ・研究費：1 課題当たり 3,000 万円以内 / 年、定額
- ・研究実施期間：原則 3 年以内
- ・対象者：独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間企業、農林漁業者等
- ・事業実施期間：平成 22 年度～平成 27 年度

（3）進行管理体制

- ・レギュラトリーサイエンス推進計画に基づき、事業実施案を公募、審査会で選定する。選定後、実施者と両局が詳細計画を調整の上決定し委託。
- ・両局課長クラスが共同プログラムオフィサーとなり、事業を進行管理。
- ・関係局、実施チームによる評価会議により、翌年の詳細計画を策定。

4. 添付資料

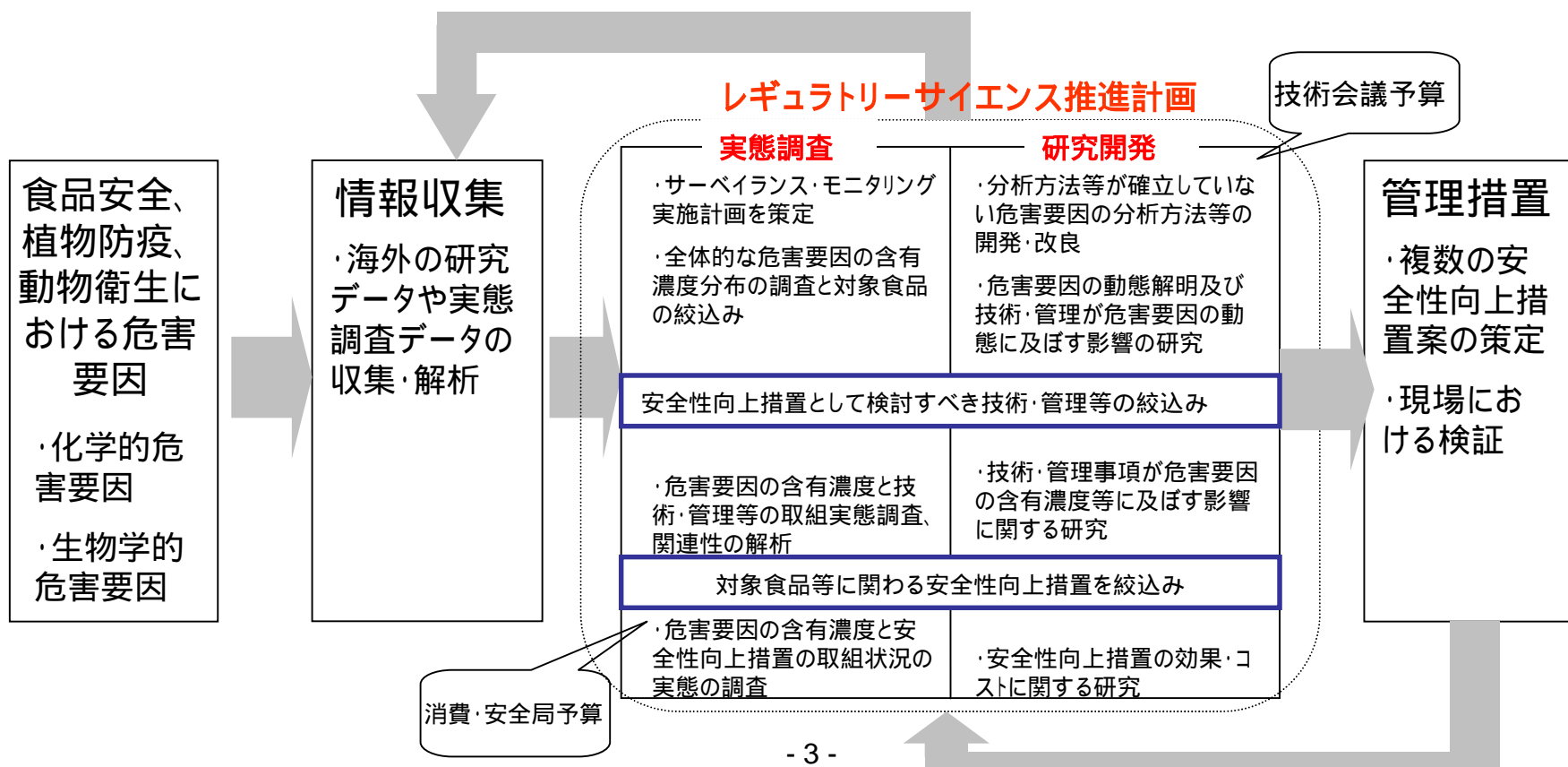
別紙 1 リスク管理措置の策定・実施におけるレギュラトリーサイエンス事業の位置付け

別紙 2 事業の具体的なイメージ(食品安全に関する課題の例)

リスク管理措置の策定・実施における レギュラトリーサイエンス新技術開発事業の位置付け

✓リスク管理に必要な調査・研究の全体を俯瞰しつつ、行政機関が実施するサーベイランス・モニタリングと連携した研究が求められる特定の危害要因等について、レギュラトリーサイエンス推進計画(具体的な研究課題等を含む)を策定し、本事業の対象とする

✓リスク管理措置の効果の継続的モニタリングや、是正措置の必要性、国際基準の動き、国内規制の改正などの理由により、技術開発やデータの取得等が必要となった場合、研究要素の大小に関わらず実施することができる



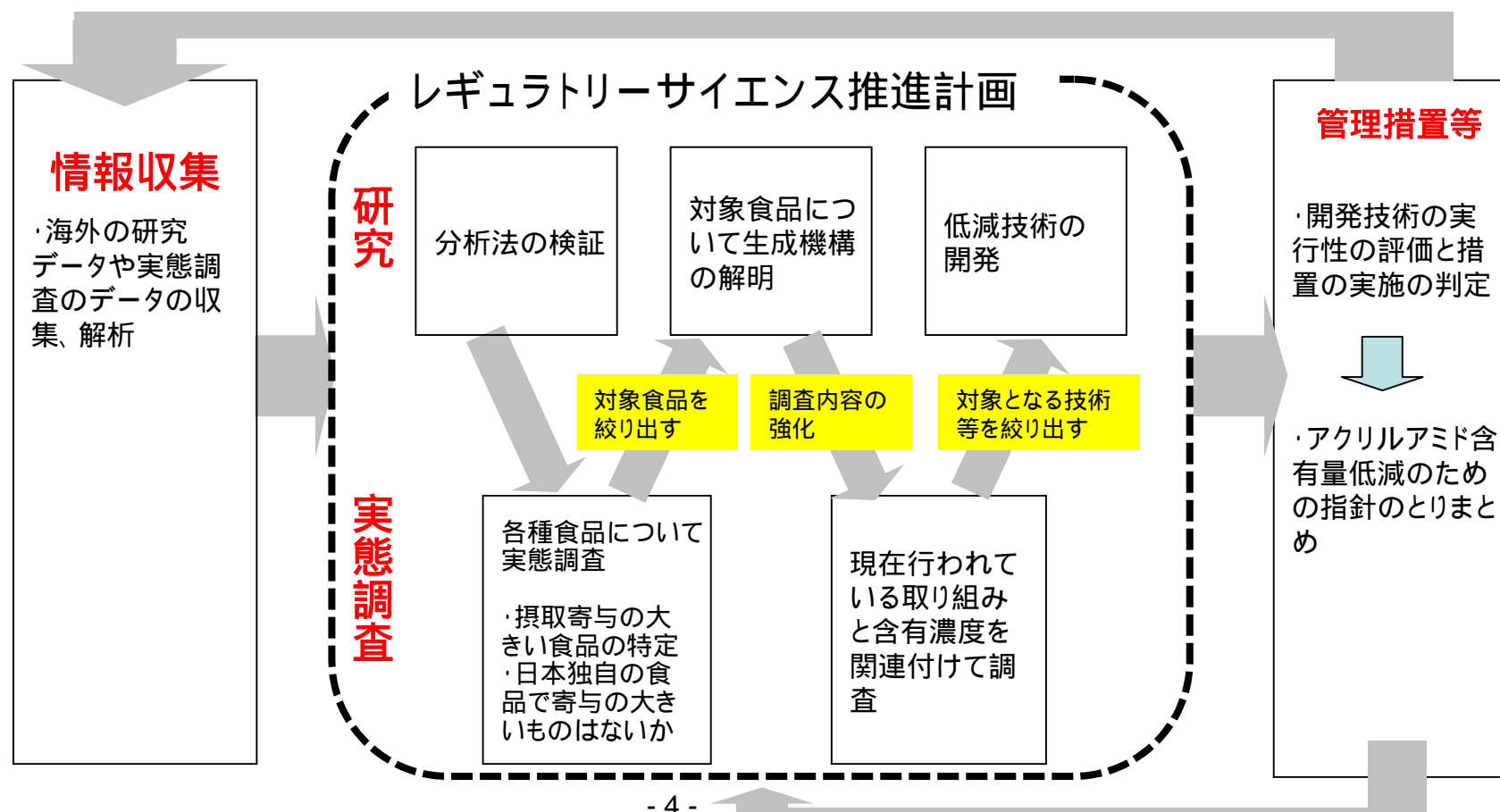
事業の具体的なイメージ(食品安全に関する課題の例)

公募課題例:アクリルアミド低減技術の開発

現状、背景

- ・近年、食品中にも含まれることが判明し、健康への悪影響のおそれ
- ・国際的に、摂取量低減策を検討・実施中
- ・コーデックス委員会の実施規範が策定され、我が国においても低減のための取組を提示する必要

危害要因:アクリルアミド



評価関係資料

研究制度名： 地域活性化のための技術開発支援事業

予算要求担当課名： 研究推進課

1. 研究制度の目的

(1) 解決すべき問題点（ニーズ）及びその現在の状況

「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の現場提案型及び「研究成果実用化促進事業」は、平成20年度に創設され、これまで、地域の農林水産分野における様々な課題に対応した試験研究の迅速な推進に寄与してきたところである。

しかしながら、近年の地域試験研究を取り巻く状況は、研究開発における地域の主体性の発揮や研究成果を普及・事業化へ効率的に結びつけるための取組の強化がこれまで以上に強く求められてきている一方で、①競争的資金の活用により研究者同士の弱い連携体制はあるものの、研究機関同士の連携が十分でなく研究資源の利用効率が低い、②予算の大幅減少、若手研究者の大幅減少等が進展し、対応困難な品目・分野が出てきているなどの課題も顕在化している。

また、イノベーション25や総合科学技術会議の提言等においては、これまで以上に地域の競争的資金の充実強化を図る方向が示されているところである。

このため、これまでの「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の現場提案型と「研究成果実用化促進事業」を整理統合した上で、新たに「地域活性化のための技術開発支援事業」を創設し、更なる地域主導の技術開発による農林水産業発の地域活性化を推進する。

(2) 本研究制度が解決しようとしている事項

本制度を導入することにより、

①現場や市場のニーズを的確に捉えた研究開発が行われるようになるとともに、優れた研究開発の成果が生産現場への普及や民間企業による事業化に確実に移行する。

②各研究機関の機能の相互補完や重複排除により、地域における限られた研究資源の利用効率が飛躍的に向上する。

(3) 行政施策との連携（関連する上位計画等）

①「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）においては、「農林水産基本計画の下で、競争的研究資金制度等を活用するなど、産学官の連携を強化する。また、新技術の開発と平行して担い手による現地実証を行うなどにより生産現場のニーズに直結した新技術の開発と生産現場への導入・普及の迅速化を図る」ことが明記されていること

②「農林水産研究基本計画」（平成17年3月農林水産技術会議決定、平成19年3月改訂）においては、「競争的研究資金制度の活用を積極的に推進する」ことが明記されていること

③「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月閣議決定）においては、「競争的な研究開発環境の形成に貢献する科学研究費補助金等の競争的研究資金は、引き続き拡充を目指す」と明記されていること

④「イノベーション25」（平成19年6月閣議決定）においては、「競争原則に

より研究の質を向上させるため、競争的資金の拡充に向けた取組を行う」ことが明記されていること。

から、農林水産研究基本計画等上位計画との関連性は明確である。

2. 研究制度の目標等

(1) 研究目標（数値目標とその設定の考え方等）

本研究制度は、競争的研究資金であり、研究課題は公募によって決定されるため、具体的な成果の内容が特定できない。このような性質上、成果指標として特定の内容を設定できないが、事後評価において高い評価を受ければ研究開発により本制度の趣旨に添った成果が得られたと判断できるため、研究制度全般の目標としては、事後評価時に、概ね、当初計画を達成する課題割合80%以上として設定する。

(2) 研究成果による経済・社会への効果

本研究制度は、地域の生産現場に対応し、実用化が可能な課題を対象としている。

これらの成果により、地方ベースでの農林水産施策推進上の重点課題の解決、地域で抱える共通課題の効率的・効果的な解決、地域経済の活性化等、その効果は高い。

3. 研究制度の仕組み

【研究分野の構成】

(1) 地域発イノベーション創出型

地域の関係者が、研究開発から実用化に向けた現場実証試験まで切れ目なく実施することにより、その成果をいち早く生産現場への普及や民間企業による事業化に効率的に結びつけるための経費を支援する。

(2) 地域研究機関連携強化型

県域を越えた役割分担を含む包括的かつ具体的な連携協定を策定した複数の公的研究機関に対して、役割分担の下での実用技術開発や成果共有のための経費を支援する。

【研究課題の要件】

(1) 実施機関

産学官連携による地域の多様な組織（公立試験研究機関、大学、研究独法、民間企業等）等から構成されるグループから、対象となる研究課題を公募し、採択された案件に対し、委託研究を実施する。

(2) 研究費

①地域発イノベーション創出型：36億円

②地域研究機関連携強化型：10億円

(その他（制度の評価・進行管理、成果の普及等の推進に関する経費）：約2億円)

(3) 補助率：定額

【進行管理体制】

本研究制度では、

①学識経験者等からなる外部評価委員等による事前評価、中間評価、事後評価を

行うことを通じ、適切な制度運営を図るとともに、プログラムオフィサーを配置し、課題の選定、評価、フォローアップ等の一連の業務に一貫して対応する実施体制とする。

②また、プログラムオフィサーによる研究進行管理等をアウトソーシングすることや、関係行政部局との連携を強化（特に、「地域発イノベーション創出型」においては、採択課題のレベルを全国規模で一定に保つため、本省で全国の提案課題を集約し、書類審査（1次審査）を実施した後、地域の実情に詳しい地方農政局が、面接審査（2次審査）、採択課題の進行管理を実施。）することを通じ、一層きめ細かな進行管理を可能とし、普及・実用化につながる成果が得られると見込まれる課題は確実にその方向に誘導、そうでない課題は早めに見極め、早期の軌道修正を行う等により、効率的な制度運営を図る。

4. 添付資料

別紙 地域活性化のための技術開発支援事業の概要

地域活性化のための技術開発支援事業の概要

～ 地域の主体的な技術開発を支援するとともに、成果の効率的な活用を推進 ～

